

令和5年度 第1回南伊勢町農業委員会総会議事録

- ・開催日時 令和5年4月5日（水）午後1時30分
- ・開催場所 南伊勢町役場 南島庁舎2階 会議室

■出席委員	20名
会長	木下和行
副会長	濱川 博哉
農業委員	加藤 茂規、東 克臣、濱川 博哉、石谷 みのり、 小山 茂樹、羽根 重幸、久保 亮、羽根 正視、 木下 和行、島田 安明、田中 敏男、島田 大輔、 松平 わかば、野田 基成
推進委員	稲葉 吉一、竹内 征男、井田 賢、 木戸 保、三浦 恭介、福浦 讓
事務局	城 勝司、丹生 順二、島田 美和子、植村 泰士

事 項

1. 開会

2. 会長挨拶

3. 議事録署名委員選出

島田 大輔 委員

松平 わかば 委員

4. 議案事項

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請書について

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請書について

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請書について

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請書について

第1号報告 農地の形状変更（田畑転換）誓約書について

第2号報告 農地の形状変更（田畑転換）誓約書について

第3号報告 農地の形状変更（田畑転換）誓約書について

5. その他

6. 閉会

1. 開会

事務局	ただいまより、令和5年度 第1回南伊勢町農業委員会総会を開催いたします。 本日の出席委員は <u>18名</u> （全員で20名）、欠席委員は <u>2名</u> です。農業委員会法第27条第3項の規定により、過半数以上ですので総会は成立いたします。
-----	--

2. 会長挨拶

事務局	続きまして事項書の2 木下会長より、ご挨拶頂きたいと思えます。 よろしくお願ひ致します。
-----	---

木下会長	耕作放棄地が増加してくる中で、伊賀市の農業委員会会長からお話があったこと。 国の方も農地の利活用のことについても検討していく必要があるということ。
------	--

事務局	ありがとうございました。
-----	--------------

3. 議事録署名委員の選出

事務局	続きまして、事項書の3に移ります。 木下会長より議事録署名委員の選出をお願いしたいと思えます。 よろしくお願ひ致します。
-----	--

木下会長	今回の総会の議事録署名委員の選出ですが、 ^{しまだ だいすけ} 島田 大輔 委員 と ^{まつだいら} 松平 わかば 委員にお願ひします。
------	---

事務局	よろしくお願ひ致します。 続きまして、議案事項に移りたいと思えますので、木下会長に進行をお願いしたいと思えます。よろしくお願ひ致します。
-----	---

4. 議案事項

第1号議案

木下会長	<p>それでは事項書4の議案事項に入ります。</p> <p>まず、はじめに「第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請書」について、事務局より説明を願います。</p>
事務局	<p>農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。 (明細より説明)</p> <p>この件につきまして、補足等ございましたら石谷 みのり委員よりご説明をお願い致します。</p>
石谷みのり委員	<p>特になし</p>
木下会長	<p>この件について何か質問や意見はありませんか。</p> <p>東委員：現況で本当に作っていくつもりか？</p> <p>事務局：3条申請ということで耕作していく意思が確認できたということで申請を承った。</p> <p>他に質疑はありませんか。</p> <p>それではこの件に同意することに賛成される方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手)</p> <p>全員賛成ですので同意したものと決定します。</p>

第2号議案

木下会長	続いて「第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請書」について、事務局より説明を願います。
事務局	農地法第4条の規定による許可申請についてご説明いたします。 (明細より説明) この件につきまして、補足等ございましたら島田 大輔委員よりご説明をお願い致します。
島田大輔委員	自分が生まれた頃にはすでに作業所が確認できていたため問題ないかと思えます。
木下会長	この件について何か質問や意見はありませんか。 田中委員：自動車屋は土地を借りてやっているのか？ 事務局：上物のみ貸出している状態です。 他にありませんか それではこの件に同意することに賛成される方は挙手をお願いします。 (挙手) 全員賛成ですので同意したものと決定します。

第3号議案

木下会長	続いて「第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請書」について、事務局より説明を願います。
事務局	農地法第5条の規定による許可申請書についてご説明いたします。 (明細より説明) この件につきまして、補足等ございましたら石谷 みのり委員よりご説明をお願い致します。
石谷みのり委員	特にありません
木下会長	この件について何か質問や意見はありませんか。 (質疑あれば挙手) 質疑なしと認めます。 それではこの件に同意することに賛成される方は挙手をお願いします。 (挙手) 全員賛成ですので同意したものと決定します。

第4号議案

木下会長	続いて「第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請書」について、事務局より説明を願います。
事務局	農地法第5条の規定による許可申請書についてご説明いたします。 (明細より説明) この件につきまして、補足等ございましたら久保 亮委員よりご説明をお願い致します。
久保亮 委員	追加案件での申請と言うことです。
木下会長	この件について何か質問や意見はありませんか。 (質疑あれば挙手) 質疑なしと認めます。 それではこの件に同意することに賛成される方は挙手をお願いします。 (挙手) 全員賛成ですので同意したものと決定します。

第1号報告

木下会長	続いて「第1号報告 農地の形状変更（田畑転換）誓約書」について、事務局より説明を願います。
事務局	農地の形状変更（田畑転換）誓約書についてご説明いたします。 （明細より説明） この件につきまして、補足等ございましたら東 克臣委員よりご説明をお願い致します。
東克臣委員	特になし
木下会長	この件について何か質問や意見はありませんか。 田中委員：オリーブは他の案件でも見受けられたがたまたまか？ 事務局：そう聞いております。 他にありませんか この件は報告案件となりますので、よろしく申し上げます。

第2号報告

木下会長	続いて「第2号報告 農地の形状変更（田畑転換）誓約書」について、事務局より説明を願います。
事務局	農地の形状変更（田畑転換）誓約書についてご説明いたします。 （明細より説明） この件につきまして、補足等ございましたら松平 わかば委員よりご説明をお願い致します。
松平わかば 委員	特になし
木下会長	この件について何か質問や意見はありませんか。 （質疑あれば挙手） 質疑なしと認めます。 この件は報告案件となりますので、よろしく願います。

第3号報告

木下会長	続いて「第3号報告 農地の形状変更（田畑転換）誓約書」について、事務局より説明を願います。
事務局	農地の形状変更（田畑転換）誓約書についてご説明いたします。 （明細より説明） この件につきまして、補足等ございましたら久保 亮委員よりご説明をお願い致します。
久保亮 委員	特になし
木下会長	この件について何か質問や意見はありませんか。 （質疑あれば挙手） 質疑なしと認めます。 この件は報告案件となりますので、よろしく申し上げます。

木下会長	<p>今回の議案事項は以上となります。</p> <p>それでは続きまして事項書5、その他 連絡事項ですが、事務局からあればお願いします。</p>
------	--

5. その他

事務局	<p>はい。連絡事項についてですが、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下限面積の要件は撤廃されました。 ・研修、集落支援員も導入したので、パトロールの充実を行っていく予定です。 <p>以上となります。</p>
木下会長	<p>その他の連絡事項については以上になりますが、何かご質問等ございましたらお願い致します。</p> <p>なければ以上をもちまして、令和5年度 第1回南伊勢町農業委員会総会を閉会致します。ありがとうございました。</p>

上記のとおり、会議の経過を記載し、相違ないことを証明するため、ここに署名する。

令和5年4月5日

会長 木下 和行

委員

委員

令和5年度 第2回南伊勢町農業委員会総会議事録

- ・開催日時 令和5年5月8日（月）午後1時30分
- ・開催場所 南伊勢町役場 南勢庁舎3階 会議室

■出席委員	17名（内推進委員6名）
会長	木下和行
副会長	濱川 博哉
農業委員	加藤 茂規、東 克臣、濱川 博哉、石谷 みのり、 小山 茂樹、羽根 重幸、久保 亮、羽根 正視、 木下 和行、田中 敏男、野田 基成
推進委員	稲葉 吉一、竹内 征男、井田 賢、 木戸 保、三浦 恭介、福浦 讓
欠席	島田 安明、島田 大輔、松平 わかば
事務局	城 勝司（欠）、丹生 順二、島田 美和子、植村 泰士

事 項

1. 開会

2. 会長挨拶

3. 議事録署名委員選出

野田 基成 委員

加藤 茂規 委員

4. 議案事項

第1号議案 農地法第5条の規定による許可申請書について

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請書について

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請書について

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請書について

第5号議案 非農地証明願明細について

第6号議案 農地中間管理機構による利用権設定について

第1号報告 農地の形状変更（田畑転換）誓約書について

5. その他

6. 閉会

1. 開会

事務局	ただいまより、令和5年度 第2回南伊勢町農業委員会総会を開催いたします。 本日の出席委員は <u>16名</u> (全員で20名)、欠席委員は <u>4名</u> です。農業委員会法第27条第3項の規定により、過半数以上ですので総会は成立いたします。
-----	--

2. 会長挨拶

事務局	続きまして事項書の2 木下会長より、ご挨拶頂きたいと思ひます。 よろしくお願ひ致します。
-----	---

木下会長	<p>大変お忙しい中ご出席ありがとうございます。</p> <p>連休がありましたが、皆様帰省がある中で農作業等含めお忙しかつたことと思ひます。</p> <p>5月8日の農業新聞の紹介ですが、内容につきましては違反転用が多くなつてきているということで、7割が農業者以外が違反を起こしているというような記事がありました。</p> <p>制度が分かつてない上で違反してしまつているということで、われわれも対策として今年度はパトロールのほうを強化してやつていく必要がある。</p>
------	--

事務局	ありがとうございました。
-----	--------------

3. 議事録署名委員の選出

事務局	続きまして、事項書の3に移ります。 木下会長より議事録署名委員の選出をお願ひしたいと思ひます。 よろしくお願ひ致します。
-----	--

木下会長	今回の総会の議事録署名委員の選出ですが、野田 <small>のだ</small> <small>もとなり</small> 基成 委員
------	--

	かとう しげき と 加藤 茂規 委員にお願いします。
--	-------------------------------

事務局	よろしくお願ひ致します。 続きまして、議案事項に移りたいと思いますので、木下会長に進行をお願ひしたい と思います。よろしくお願ひ致します。
-----	---

4. 議案事項

第1号議案

木下会長	<p>それでは事項書4の議案事項に入ります。</p> <p>まず、はじめに「第1号議案 農地法第5条の規定による許可申請書」について、事務局より説明を願います。</p>
事務局	<p>農地法第5条の規定による許可申請についてご説明いたします。 (明細より説明)</p> <p>この件につきまして、補足等ございましたら濱川 博哉委員よりご説明をお願い致します。</p>
濱川 博哉 委員	<p>写真よこに譲受人の土地がございます。</p>
木下会長	<p>この件について何か質問や意見はありませんか。</p> <p>(質疑あれば挙手)</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>それではこの件に同意することに賛成される方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手)</p> <p>全員賛成ですので同意したものと決定します。</p>

第2号議案

木下会長	続いて「第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請書」について、事務局より説明を願います。
事務局	農地法第5条の規定による許可申請についてご説明いたします。 (明細より説明) この件につきまして、補足等ございましたら濱川 博哉委員よりご説明をお願い致します。
濱川 博哉 委員	坂上圭則が父と建設作業を行っていくために使用していた。 話は通してあることなので問題は無いかと思えます。
木下会長	この件について何か質問や意見はありませんか。 (質疑あれば挙手) 質疑なしと認めます。 それではこの件に同意することに賛成される方は挙手をお願いします。 (挙手) 全員賛成ですので同意したものと決定します。

第3号議案

木下会長	続いて「第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請書」について、事務局より説明を願います。
事務局	農地法第5条の規定による許可申請書についてご説明いたします。 (明細より説明) この件につきまして、補足等ございましたら福浦 讓委員よりご説明をお願い致します。
福浦 讓 委員	なし
木下会長	この件について何か質問や意見はありませんか。 (質疑あれば挙手) 質疑なしと認めます。 それではこの件に同意することに賛成される方は挙手をお願いします。 (挙手) 全員賛成ですので同意したものと決定します。

第4号議案

木下会長	続いて「第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請書」について、事務局より説明を願います。
事務局	農地法第5条の規定による許可申請書についてご説明いたします。 (明細より説明) この件につきまして、補足等ございましたら福浦 讓委員よりご説明をお願い致します。
福浦 讓 委員	なし
木下会長	この件について何か質問や意見はありませんか。 (質疑あれば挙手) 質疑なしと認めます。 それではこの件に同意することに賛成される方は挙手をお願いします。 (挙手) 全員賛成ですので同意したものと決定します。

第5号議案

木下会長	続いて「第5号議案 非農地証明願」について、事務局より説明を願います。
事務局	非農地証明願についてご説明いたします。 (明細より説明) この件につきまして、補足等ございましたら濱川 博哉委員よりご説明をお願い致します。
濱川 博哉 委員	なし
木下会長	この件について何か質問や意見はありませんか。 (質疑あれば挙手) 質疑なしと認めます。 それではこの件に同意することに賛成される方は挙手をお願いします。 (挙手) 全員賛成ですので同意したものと決定します。

第6号議案

木下会長	続いて「第6号議案 農地中間管理機構による利用権設定」について、事務局より説明を願います。
事務局	農地中間管理機構による利用権設定についてご説明いたします。 (明細より説明) この件につきまして、補足等ございましたら久保 亮委員よりご説明をお願い致します。
久保 亮 委員	柑橘、梅を行う。 双方親戚同士の方々です。
木下会長	この件について何か質問や意見はありませんか。 (質疑あれば挙手) 質疑なしと認めます。 それではこの件に同意することに賛成される方は挙手をお願いします。 (挙手) 全員賛成ですので同意したものと決定します。

第1号報告

木下会長	続いて「第1号報告 農地の形状変更（田畑転換）誓約書」について、事務局より説明を願います。
事務局	農地の形状変更（田畑転換）誓約書についてご説明いたします。 （明細より説明） この件につきまして、補足等ございましたら羽根 重幸委員よりご説明をお願い致します。
羽根 重幸 委員	なし
木下会長	この件について何か質問や意見はありませんか。 （質疑あれば挙手） 質疑なしと認めます。 ・払下げについて話をしておくこと。 この件は報告案件となりますので、よろしく申し上げます。
木下会長	今回の議案事項は以上となります。 それでは続きまして事項書5、その他 連絡事項ですが、事務局からあれば申し上げます。

5. その他

事務局	<p>はい。連絡事項についてですが、</p> <p>～連絡事項～</p> <p>以上となります。</p>
木下会長	<p>その他の連絡事項については以上になりますが、何かご質問等ございましたらお願い致します。</p> <p>(三浦) マダケについて7月1日～2日に行う祭りにて使いたい ため、誰か情報無いか。</p> <p>(会長) 玉城町のほうにあるということを知ったため、事務局で 確認し報告する。</p> <p>なければ以上をもちまして、令和5年度 第2回南伊勢町農業委 員会総会を閉会致します。ありがとうございました。</p>

上記のとおり、会議の経過を記載し、相違ないことを証明するため、ここに署名する。

令和5年5月8日

会長 木下 和行

委員

委員

令和5年度 第3回南伊勢町農業委員会総会議事録

- ・開催日時 令和5年6月5日（月）午後1時30分
- ・開催場所 南伊勢町役場 南島庁舎2階 会議室

■出席委員	17名（内推進委員3名）
会長	木下和行
副会長	濱川 博哉
農業委員	加藤 茂規、東 克臣、濱川 博哉、石谷 みのり、 小山 茂樹、羽根 重幸、久保 亮、羽根 正視、 木下 和行、田中 敏男、野田 基成
推進委員	竹内 征男、井田 賢、三浦 恭介
事務局	城 勝司、丹生 順二、島田 美和子、植村 泰士

事 項

1. 開会

2. 会長挨拶

3. 議事録署名委員選出

東 克臣 委員

濱川 博哉 委員

4. 議案事項

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請書について

第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請書について

第3号議案 農地法第3条の規定による許可申請書について

第4号議案 農地法第3条の規定による許可申請書について

第5号議案 農地法第3条の規定による許可申請書について

第6号議案 農地法第3条の規定による許可申請書について

第7号議案 農地法第3条の規定による許可申請書について

第8号議案 農地法第3条の規定による許可申請書について

第9号議案 農地法第4条の規定による許可申請書について

第10号議案 農地法第5条の規定による許可申請書について

第11号議案 農地法第5条の規定による許可申請書について

第1号報告 農地法第18条第6項の規程による通知書について

第2号報告 農地法第18条第6項の規程による通知書について

5. その他

6. 閉会

1. 開会

事務局	ただいまより、令和5年度 第3回南伊勢町農業委員会総会を開催いたします。 本日の出席委員は <u>17名</u> （全員で20名）、欠席委員は <u>0名</u> です。農業委員会法第27条第3項の規定により、過半数以上ですので総会は成立いたします。
-----	--

2. 会長挨拶（中原挨拶）

事務局	続きまして事項書の2 木下会長より、ご挨拶頂きたいと思ひます。 よろしくお願ひ致します。
-----	---

木下会長	<ul style="list-style-type: none">・暑い日でお忙しい中ご出席いただきありがとうございます。・農業を取り巻く今後のことについて、いろいろあるかと思ひます。・農地パトロールを強化して、農地の利活用を最適に行うと言うことで今回中原さんにご出席頂きました。
------	---

事務局	ありがとうございました。
-----	--------------

3. 議事録署名委員の選出

事務局	続きまして、事項書の3に移ります。 木下会長より議事録署名委員の選出をお願ひしたいと思ひます。 よろしくお願ひ致します。
-----	--

木下会長	今回の総会の議事録署名委員の選出ですが、 ^{あずま} ^{かつおみ} <u>東 克臣</u> 委員 と ^{はまかわ} ^{ひろや} <u>濱川 博哉</u> 委員にお願ひします。
------	--

事務局	よろしくお願ひ致します。 続きまして、議案事項に移りたいと思ひますので、木下会長に進行をお願ひしたいと思ひます。よろしくお願ひ致します。
-----	---

4. 議案事項

第1号議案

木下会長	<p>それでは事項書4の議案事項に入ります。</p> <p>まず、はじめに「第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請書」について、事務局より説明を願います。</p>
事務局	<p>農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。 (明細より説明)</p> <p>この件につきまして、補足等ございましたら久保 亮委員よりご説明をお願い致します。</p>
久保 亮 委員	<p>5月31日に立ち会いしました。国弘さんが借りていたというところで譲受人も内瀬の方なので問題無いかと思えます。</p>
木下会長	<p>この件について何か質問や意見はありませんか。</p> <p>(質疑あれば挙手)</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>それではこの件に同意することに賛成される方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手)</p> <p>全員賛成ですので同意したものと決定します。</p>

第2号議案

木下会長	続いて「第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請書」について、事務局より説明を願います。
事務局	農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。 (明細より説明) この件につきまして、補足等ございましたら小山 茂樹委員よりご説明をお願い致します。
小山 茂樹 委員	ひろ(切原の方)さんの自宅を購入予定。現在リフォームが終わったら家族で移住してくる。
木下会長	この件について何か質問や意見はありませんか。 (東) 場所的に難しいかとおもうがやってもらうことができるのか? (事務局) 耕作してもらうということで聞いております。 質疑なしと認めます。 それではこの件に同意することに賛成される方は挙手をお願いします。 (挙手) 全員賛成ですので同意したものと決定します。

第3号議案

木下会長	続いて「第3号議案 農地法第3条の規定による許可申請書」について、事務局より説明をお願いします。
事務局	農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。 (明細より説明) この件につきまして、補足等ございましたら田中 敏男委員よりご説明をお願い致します。
田中 敏男 委員	区の前々和尚さん 260号の端が開通の際に農地の相談がありました
木下会長	この件について何か質問や意見はありませんか。 (質疑あれば挙手) 質疑なしと認めます。 それではこの件に同意することに賛成される方は挙手をお願いします。 (挙手) 全員賛成ですので同意したものと決定します。

第4号議案

木下会長	続いて「第4号議案 農地法第3条の規定による許可申請書」について、事務局より説明を願います。
事務局	農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。 (明細より説明) この件につきまして、補足等ございましたら小山 茂樹委員よりご説明をお願い致します。
小山 茂樹 委員	栗原さんの自宅 みかんの木を植えてあるため問題ない
木下会長	この件について何か質問や意見はありませんか。 (質疑あれば挙手) 質疑なしと認めます。 それではこの件に同意することに賛成される方は挙手をお願いします。 (挙手) 全員賛成ですので同意したものと決定します。

第5号議案

木下会長	続いて「第5号議案 農地法第3条の規定による許可申請書」について、事務局より説明を願います。
事務局	農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。 (明細より説明) この件につきまして、補足等ございましたら小山 茂樹委員よりご説明をお願い致します。
小山 茂樹 委員	借りて耕作していた 柵も栄一さんがかこったもの
木下会長	この件について何か質問や意見はありませんか。 (質疑あれば挙手) 質疑なしと認めます。 それではこの件に同意することに賛成される方は挙手をお願いします。 (挙手) 全員賛成ですので同意したものと決定します。

第6号議案

木下会長	続いて「第6号議案 農地法第3条の規定による許可申請書」について、事務局より説明を願います。
事務局	農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。 (明細より説明) この件につきまして、補足等ございましたら小山 茂樹委員よりご説明をお願い致します。
小山 茂樹 委員	現況野菜育てているため問題ない
木下会長	この件について何か質問や意見はありませんか。 (質疑あれば挙手) 質疑なしと認めます。 それではこの件に同意することに賛成される方は挙手をお願いします。 (挙手) 全員賛成ですので同意したものと決定します。

第7号議案

木下会長	続いて「第7号議案 農地法第3条の規定による許可申請書」について、事務局より説明を願います。
事務局	農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。 (明細より説明) この件につきまして、補足等ございましたら石谷 みのり委員よりご説明をお願い致します。
石谷みのり委員	特になし
木下会長	この件について何か質問や意見はありませんか。 (質疑あれば挙手) 質疑なしと認めます。 それではこの件に同意することに賛成される方は挙手をお願いします。 (挙手) 全員賛成ですので同意したものと決定します。

第 8 号議案

木下会長	続いて「第 8 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請書」について、事務局より説明を願います。
事務局	農地法第 3 条の規定による許可申請についてご説明いたします。 (明細より説明) この件につきまして、補足等ございましたら井田 賢委員よりご説明をお願い致します。
井田 賢 委員	道方の空き家を購入して、田んぼの管理も行うということで良いかと思えます。
木下会長	この件について何か質問や意見はありませんか。 (質疑あれば挙手) 質疑なしと認めます。 それではこの件に同意することに賛成される方は挙手をお願いします。 (挙手) 全員賛成ですので同意したものと決定します。

第9号議案

木下会長	続いて「第9号議案 農地法第4条の規定による許可申請書」について、事務局より説明を願います。
事務局	農地法第4条の規定による許可申請についてご説明いたします。 (明細より説明) この件につきまして、補足等ございましたら竹内 征男委員よりご説明をお願い致します。
竹内 征男 委員	なし
木下会長	この件について何か質問や意見はありませんか。 ・(田中) 苗の管理はどうさせるのか (事務局) 本人で行う 質疑なしと認めます。 それではこの件に同意することに賛成される方は挙手をお願いします。 (挙手) 全員賛成ですので同意したものと決定します。

第10号議案

木下会長	続いて「第10号議案 農地法第5条の規定による許可申請書」 について、事務局より説明を願います。
事務局	農地法第5条の規定による許可申請についてご説明いたします。 (明細より説明) この件につきまして、補足等ございましたら田中 敏男委員よりご説明をお願い致します。
田中 敏男 委員	ありません
木下会長	この件について何か質問や意見はありませんか。 (質疑あれば挙手) 質疑なしと認めます。 それではこの件に同意することに賛成される方は挙手をお願いします。 (挙手) 全員賛成ですので同意したものと決定します。

第 1 1 号議案

木下会長	続いて「第 1 1 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請書」 について、事務局より説明を願います。
事務局	農地法第 5 条の規定による許可申請についてご説明いたします。 (明細より説明) この件につきまして、補足等ございましたら田中 敏男委員よりご説明をお願い致します。
田中 敏男 委員	なし
木下会長	この件について何か質問や意見はありませんか。 (質疑あれば挙手) 質疑なしと認めます。 それではこの件に同意することに賛成される方は挙手をお願いします。 (挙手) 全員賛成ですので同意したものと決定します。

第1号報告

木下会長	<p>議案事項は以上となります。</p> <p>これより報告事項のほうに移らせて頂きます。</p> <p>報告事項につきましては、挙手確認による同意は行わないものとなっておりますので、よろしくお願い致します。</p> <p>それでは「第1号報告 農地法第18条第6項の規程による通知書」について、事務局より説明を願います。</p>
事務局	<p>農地法第18条第6項の規程による通知書についてご説明いたします。 (明細より説明) 以上となります。</p>
木下会長	<p>この件について何か質問や意見はありませんか。</p> <p>(東) 放牧牛の収支はどうか</p> <p>(事務局) 放牧牛のみで食べてには10頭必要。ただし耕作放棄地対策と複合経営を行う為の事業が主の目的。</p> <p>なければ以上となります。</p>

第 2 号報告

木下会長	続いて「第 2 号報告 農地法第 18 条第 6 項の規程による通知書」 について、事務局より説明を願います。
事務局	農地法第 18 条第 6 項の規程による通知書についてご説明いたします。 (明細より説明) 以上となります。
木下会長	この件について何か質問や意見はありませんか。 なければ以上となります。

木下会長	<p>今回の議案事項及び報告事項は以上となります。</p> <p>それでは続きまして事項書5、その他 連絡事項ですが、事務局からあればお願いします。</p>
------	--

5. その他

事務局	<p>はい。連絡事項についてですが、</p> <p>7/7の視察について</p> <p>以上となります。</p>
木下会長	<p>その他の連絡事項については以上になりますが、何かご質問等ございましたらお願い致します。</p> <p>なければ以上をもちまして、令和5年度 第3回南伊勢町農業委員会総会を閉会致します。ありがとうございました。</p>

上記のとおり、会議の経過を記載し、相違ないことを証明するため、ここに署名する。

令和5年6月5日

会長 木下 和行

委員

委員

令和5年度 第4回南伊勢町農業委員会総会議事録

- ・開催日時 令和5年7月6日（木）午後1時30分
- ・開催場所 南伊勢町役場 南勢庁舎3階 会議室

■出席委員	15名（内推進委員1名）
会長	木下和行
副会長	濱川 博哉
農業委員	加藤 茂規、東 克臣、濱川 博哉、石谷 みのり、 小山 茂樹、羽根 重幸、久保 亮、羽根 正視、 木下 和行、田中 敏男、野田 基成
推進委員	三浦 恭介
事務局	城 勝司、丹生 順二、島田 美和子、植村 泰士

事 項

1. 開会
2. 会長挨拶
3. 議事録署名委員選出
~~石谷みゆり~~ 羽根 重幸 委員 (欠席のため)
~~小由茂樹~~ 久保 亮 委員 (欠席のため)
4. 議案事項
第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請
第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請
第3号議案 非農地証明願
第1号報告 農地の形状変更
第2号報告 農地の形状変更
5. その他
6. 閉会

1. 開会

事務局	ただいまより、令和5年度 第4回南伊勢町農業委員会総会を開催いたします。 本日の出席委員は <u>10名</u> (全員で <u>15名</u>)、欠席委員は <u>5名</u> です。農業委員会法第27条第3項の規定により、過半数以上ですので総会は成立いたします。
-----	---

2. 会長挨拶

事務局	続きまして事項書の2 木下会長より、ご挨拶頂きたいと思ひます。 よろしくお願ひ致します。
-----	---

木下会長	・太陽光発電施設について、営農型太陽光発電施設という形の農地があることを把握してほしい。
------	--

事務局	ありがとうございました。
-----	--------------

3. 議事録署名委員の選出

事務局	続きまして、事項書の3に移ります。 木下会長より議事録署名委員の選出をお願いしたいと思ひます。 よろしくお願ひ致します。
-----	--

木下会長	今回の総会の議事録署名委員の選出ですが、 ^{いしたに} 石谷 みのり(羽根 重幸) 委員と ^{こやま しげき} 小由 茂樹(久保 亮) 委員にお願いいたします。
------	--

事務局	よろしくお願ひ致します。 続きまして、議案事項に移りたいと思ひますので、木下会長に進行をお願いしたいと思ひます。よろしくお願ひ致します。
-----	---

4. 議案事項

第1号議案

木下会長	<p>それでは事項書4の議案事項に入ります。</p> <p>まず、はじめに「第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請書」について、事務局より説明を願います。</p>
事務局	<p>農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。 (明細より説明)</p> <p>この件につきまして、補足等ございましたら島田 大輔委員よりご説明をお願い致します。</p>
島田 大輔 委員	<p>欠席のため事務局の補足のみ。</p>
木下会長	<p>この件について何か質問や意見はありませんか。</p> <p>(質疑あれば挙手)</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>それではこの件に同意することに賛成される方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手)</p> <p>全員賛成ですので同意したものと決定します。</p>

第2号議案

木下会長	続いて「第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請書」について、事務局より説明を願います。
事務局	農地法第5条の規定による許可申請についてご説明いたします。 (明細より説明) この件につきまして、補足等ございましたら田中 敏男委員よりご説明をお願い致します。
田中 敏男 委員	過去に戦時中に食料の確保と言うことで畑としていたと伺っている。
木下会長	この件について何か質問や意見はありませんか。 (質疑あれば挙手) 質疑なしと認めます。 それではこの件に同意することに賛成される方は挙手をお願いします。 (挙手) 全員賛成ですので同意したものと決定します。

第3号議案

木下会長	続いて「第3号議案 非農地証明願い」について、事務局より説明を願います。
事務局	非農地証明願いについてご説明いたします。 (明細より説明) この件につきまして、補足等ございましたら三浦 恭介委員よりご説明をお願い致します。
三浦 恭介 委員	欠席のため事務局の説明のみ。
木下会長	この件について何か質問や意見はありませんか。 (質疑あれば挙手) 質疑なしと認めます。 それではこの件に同意することに賛成される方は挙手をお願いします。 (挙手) 全員賛成ですので同意したものと決定します。

第1号報告

木下会長	<p>議案事項は以上となります。</p> <p>これより報告事項のほうに移らせて頂きます。</p> <p>報告事項につきましては、挙手確認による同意は行わないものとなっておりますので、よろしくお願い致します。</p> <p>それでは「第1号報告 農地の形状変更」について、事務局より説明を願います。</p>
事務局	<p>農地の形状変更についてご説明いたします。</p> <p>(明細より説明)</p> <p>以上となります。</p>
木下会長	<p>この件について何か質問や意見はありませんか。</p> <p>(野田) 畑にするとすることだが、表土はめくっているか。</p> <p>(木下) めくっている。</p> <p>なければ以上となります。</p>

第2号報告

木下会長	続いて「第2号報告 農地の形状変更」について、事務局より説明をお願いします。
事務局	農地の形状変更についてご説明いたします。 (明細より説明) 以上となります。
木下会長	この件について何か質問や意見はありませんか。 なければ以上となります。

木下会長	<p>今回の議案事項及び報告事項は以上となります。</p> <p>それでは続きまして事項書5、その他 連絡事項ですが、事務局からあればお願いします。</p>
------	--

5. その他

事務局	<p>はい。連絡事項についてですが、</p> <p>～連絡事項～</p> <p>以上となります。</p>
木下会長	<p>その他の連絡事項については以上になりますが、何かご質問等ございましたらお願い致します。</p> <p>なければ以上をもちまして、令和5年度 第4回南伊勢町農業委員会総会を閉会致します。ありがとうございました。</p>

上記のとおり、会議の経過を記載し、相違ないことを証明するため、ここに署名する。

令和5年7月6日

会長 木下 和行

委員

委員

令和5年度 第5回南伊勢町農業委員会総会議事録

- ・開催日時 令和5年8月7日（月）午後1時30分
- ・開催場所 南伊勢町役場 南島庁舎2階 会議室

■出席委員	15名（内推進委員1名）
会長	木下和行
副会長	濱川 博哉
農業委員	加藤 茂規、東 克臣、濱川 博哉、石谷 みのり、 小山 茂樹、羽根 重幸、久保 亮、羽根 正視、 木下 和行、田中 敏男、野田 基成
推進委員	三浦 恭介
事務局	城 勝司、丹生 順二、島田 美和子、植村 泰士

事 項

1. 開会

2. 会長挨拶

3. 議事録署名委員選出

石谷 みのり 委員

小山 茂樹 委員

4. 議案事項

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請

第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請

第3号議案 農地法第3条の規定による許可申請

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請

第5号議案 農業基盤強化促進法に基づく利用権設定

5. その他

6. 閉会

1. 開会

事務局	ただいまより、令和5年度 第5回南伊勢町農業委員会総会を開催いたします。 本日の出席委員は13名(全員で15名)、欠席委員は2名です。農業委員会法第27条第3項の規定により、過半数以上ですので総会は成立いたします。
-----	--

2. 会長挨拶

事務局	続きまして事項書の2 木下会長より、ご挨拶頂きたいと思えます。 よろしくお願ひ致します。
-----	---

木下会長	<ul style="list-style-type: none">・お盆に近づいてきたのに忙しい中ありがとうございます。・昨日は広島に原爆が落ちて00年日ということでTVで見えておりました。・日本の自給率米99%野菜78%その他輸入、麦は17%・単価が安いため国が食料の政策のため神力していく必要があるのかと思えます。
------	---

事務局	ありがとうございました。
-----	--------------

3. 議事録署名委員の選出

事務局	続きまして、事項書の3に移ります。 木下会長より議事録署名委員の選出をお願いしたいと思えます。 よろしくお願ひ致します。
-----	--

木下会長	今回の総会の議事録署名委員の選出ですが、 ^{いしたに} 石谷 みのり 委員と ^{こやま しげき} 小山 茂樹 委員にお願い致します。
------	--

事務局	よろしくお願ひ致します。 続きまして、議案事項に移りたいと思えますので、木下会長に進行をお願いしたいと思えます。よろしくお願ひ致します。
-----	---

4. 議案事項

第1号議案

木下会長	<p>それでは事項書4の議案事項に入ります。</p> <p>まず、はじめに「第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請書」について、事務局より説明を願います。</p>
事務局	<p>農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。 (明細より説明)</p> <p>この件につきまして、補足等ございましたら小山 茂樹委員よりご説明をお願い致します。</p>
小山 茂樹 委員	<p>補足説明。</p>
木下会長	<p>この件について何か質問や意見はありませんか。</p> <p>(質疑あれば挙手)</p> <ul style="list-style-type: none">・東委員「営農計画がひどい」・小山委員「親がされているため、教えてもらえる」 <p>質疑なしと認めます。</p> <p>それではこの件に同意することに賛成される方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手)</p> <p>全員賛成ですので同意したものと決定します。</p>

第2号議案

木下会長	続いて「第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請書」について、事務局より説明を願います。
事務局	農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。 (明細より説明) この件につきまして、補足等ございましたら三浦 恭介推進委員よりご説明をお願い致します。
三浦 恭介 委員	20年ほど前から工作してなかった
木下会長	この件について何か質問や意見はありませんか。 (質疑あれば挙手) 質疑なしと認めます。 それではこの件に同意することに賛成される方は挙手をお願いします。 (挙手) 全員賛成ですので同意したものと決定します。

第3号議案

木下会長	続いて「第3号議案 農地法第3条の規定による許可申請書」について、事務局より説明を願います。
事務局	農地法第3条の規定による許可申請書についてご説明いたします。 (明細より説明) この件につきまして、補足等ございましたら三浦 恭介推進委員よりご説明をお願い致します。
三浦 恭介 委員	補足説明。
木下会長	この件について何か質問や意見はありませんか。 (質疑あれば挙手) 質疑なしと認めます。 それではこの件に同意することに賛成される方は挙手をお願いします。 (挙手) 全員賛成ですので同意したものと決定します。

第4号議案

木下会長	続いて「第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請書」について、事務局より説明を願います。
事務局	農地法第5条の規定による許可申請書についてご説明いたします。 (明細より説明) この件につきまして、補足等ございましたら石谷みのり委員よりご説明をお願い致します。
石谷みのり 委員	補足説明。
木下会長	この件について何か質問や意見はありませんか。 (質疑あれば挙手) 質疑なしと認めます。 それではこの件に同意することに賛成される方は挙手をお願いします。 (挙手) 全員賛成ですので同意したものと決定します。

第5号議案

濱川副会長	続いて「第5号議案 農業基盤強化促進法に基づく利用権設定」について、事務局より説明を願います。
事務局	農業基盤強化促進法に基づく利用権設定についてご説明いたします。 (明細より説明) この件につきまして、補足等ございましたら島田 安明委員よりご説明をお願い致します。
島田 安明 委員	補足説明。
濱川副会長	この件について何か質問や意見はありませんか。 (質疑あれば挙手) 質疑なしと認めます。 それではこの件に同意することに賛成される方は挙手をお願いします。 (挙手) 全員賛成ですので同意したものと決定します。

木下会長	<p>今回の議案事項及び報告事項は以上となります。</p> <p>それでは続きまして事項書5、その他 連絡事項ですが、事務局からあればお願いします。</p>
------	--

5. その他

事務局	<p>はい。連絡事項についてですが、</p> <p>～連絡事項～</p> <p>以上となります。</p>
木下会長	<p>その他の連絡事項については以上になりますが、何かご質問等ございましたらお願い致します。</p> <p>なければ以上をもちまして、令和5年度 第5回南伊勢町農業委員会総会を閉会致します。ありがとうございました。</p>

上記のとおり、会議の経過を記載し、相違ないことを証明するため、ここに署名する。

令和5年8月7日

会長 木下 和行

委員

委員

令和5年度 第6回南伊勢町農業委員会総会議事録

- ・開催日時 令和5年9月4日（月）午後1時30分
- ・開催場所 南伊勢町役場 南島庁舎2階 会議室

■出席委員	14名（内推進委員1名）
会長	木下 和行
副会長	濱川 博哉
農業委員	加藤 茂規、東 克臣、石谷 みのり、小山 茂樹、 羽根 重幸、久保 亮、羽根 正視、島田 安明、 田中 敏男、島田 大輔、松平 わかば、
推進委員	三浦 恭介
欠席	野田 基成
事務局	城 勝司、丹生 順二、島田 美和子、植村 泰士

事 項

1. 開会

2. 会長挨拶

3. 議事録署名委員選出

島田 安明 委員

田中 敏男 委員

4. 議案事項

第1号議案 農地法第5条の規定による許可申請

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請

第1号報告 農業用施設届出書

5. その他

6. 閉会

1. 開会

事務局	ただいまより、令和5年度 第6回南伊勢町農業委員会総会を開催いたします。 本日の出席委員は <u>13名</u> (全員で <u>15名</u>)、欠席委員は <u>2名</u> です。農業委員会法第27条第3項の規定により、過半数以上ですので総会は成立いたします。
-----	---

2. 会長挨拶

事務局	続きまして事項書の2 木下会長より、ご挨拶頂きたいと思ひます。 よろしくお願ひ致します。
-----	---

木下会長	<ul style="list-style-type: none">・8/14 農業会議に出席しました。今後の方向性について、喫緊の課題となっております。・東克臣委員が諮問委員に指定されました。
------	---

事務局	ありがとうございました。
-----	--------------

3. 議事録署名委員の選出

事務局	続きまして、事項書の3に移ります。 木下会長より議事録署名委員の選出をお願ひしたいと思ひます。 よろしくお願ひ致します。
-----	--

木下会長	今回の総会の議事録署名委員の選出ですが、 ^{しまだ やすあき} <u>島田 安明</u> 委員 と ^{たなか としお} <u>田中 敏男</u> 委員にお願ひします。
------	--

事務局	よろしくお願ひ致します。 続きまして、議案事項に移りたいと思ひますので、木下会長に進行をお願ひしたいと思ひます。よろしくお願ひ致します。
-----	---

4. 議案事項

第1号議案

木下会長	<p>それでは事項書4の議案事項に入ります。</p> <p>まず、はじめに「第1号議案 農地法第5条の規定による許可申請書」について、事務局より説明を願います。</p>
事務局	<p>農地法第5条の規定による許可申請についてご説明いたします。 (明細より説明)</p> <p>この件につきまして、補足等ございましたら島田 大輔委員よりご説明をお願い致します。</p>
島田 大輔 委員	<p>補足説明。</p>
木下会長	<p>この件について何か質問や意見はありませんか。</p> <p>(質疑あれば挙手)</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>それではこの件に同意することに賛成される方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手)</p> <p>全員賛成ですので同意したものと決定します。</p>

第2号議案

木下会長	続いて「第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請書」について、事務局より説明を願います。
事務局	農地法第5条の規定による許可申請についてご説明いたします。 (明細より説明) この件につきまして、補足等ございましたら松平 わかば委員よりご説明をお願い致します。
松平わかば委員	補足説明。
木下会長	この件について何か質問や意見はありませんか。 (質疑あれば挙手) ・ 東委員 「無償譲渡で行うのか？」 ・ 事務局 「はい」 他に意見はありますか 質疑なしと認めます。 それではこの件に同意することに賛成される方は挙手をお願いします。 (挙手) 全員賛成ですので同意したものと決定します。

第3号議案

木下会長	続いて「第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請書」について、事務局より説明を願います。
事務局	農地法第5条の規定による許可申請書についてご説明いたします。 (明細より説明) この件につきまして、補足等ございましたら三浦 恭介推進委員よりご説明をお願い致します。
三浦 恭介 委員	補足説明。
木下会長	この件について何か質問や意見はありませんか。 (質疑あれば挙手) 質疑なしと認めます。 それではこの件に同意することに賛成される方は挙手をお願いします。 (挙手) 全員賛成ですので同意したものと決定します。

第1号報告

木下会長	<p>議案事項は以上となります。</p> <p>これより報告事項のほうに移らせて頂きます。</p> <p>報告事項につきましては、挙手確認による同意は行わないものとなっておりますので、よろしくお願い致します。</p> <p>それでは「第1号報告 農業用施設届出書」について、事務局より説明を願います。</p>
事務局	<p>農業用施設届出書についてご説明いたします。</p> <p>(明細より説明)</p> <p>以上となります。</p>
木下会長	<p>この件について何か質問や意見はありませんか。</p> <p>なければ以上となります。</p>

木下会長	<p>今回の議案事項及び報告事項は以上となります。</p> <p>それでは続きまして事項書5、その他 連絡事項ですが、事務局からあればお願いします。</p>
------	--

5. その他

事務局	<p>はい。連絡事項についてですが、</p> <p>～連絡事項～</p> <p>以上となります。</p>
木下会長	<p>その他の連絡事項については以上になりますが、何かご質問等ございましたらお願い致します。</p> <p>なければ以上をもちまして、令和5年度 第6回南伊勢町農業委員会総会を閉会致します。ありがとうございました。</p>

上記のとおり、会議の経過を記載し、相違ないことを証明するため、ここに署名する。

令和5年9月4日

会長 木下 和行

委員

委員

令和5年度 第7回南伊勢町農業委員会総会議事録

- ・開催日時 令和5年10月5日(木) 午後1時30分
- ・開催場所 南伊勢町役場 南勢庁舎3階 会議室

■出席委員	13名
会長	木下 和行
副会長	濱川 博哉
農業委員	加藤 茂規、東 克臣、石谷 みのり、小山 茂樹、 羽根 重幸、久保 亮、羽根 正視、島田 安明、 田中 敏男、島田 大輔、松平 わかば、
欠席	野田 基成
事務局	島田 美和子、植村 泰士

事 項

1. 開会
2. 会長挨拶
3. 議事録署名委員選出
島田 大輔 委員
松平 わかば 委員
4. 議案事項
第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請
第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請
第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請
第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請
第5号議案 農地法第5条の規定による許可申請
第6号議案 農地法第5条の規定による許可申請
5. その他
6. 閉会

1. 開会

事務局	ただいまより、令和5年度 第7回南伊勢町農業委員会総会を開催いたします。 本日の出席委員は13名(全員で13名)、欠席委員は1名です。農業委員会法第27条第3項の規定により、過半数以上ですので総会は成立いたします。
-----	--

2. 会長挨拶

事務局	続きまして事項書の2 木下会長より、ご挨拶頂きたいと思ます。 よろしくお願い致します。
-----	--

木下会長	<ul style="list-style-type: none">・本日は忙しいところご出席ありがとうございます・朝・夕が秋めいてきました。農業基本法の見直しがありました。米が人口減少で余ってくる。食糧自給率が現在38%、国の方針としては10年後には45%に上げたいと考えている。・米を減らして小麦、野菜、牛肉に転換していくということ。・生産調整で水田直接支払交付金があり、3~10万ほど10㎡あたりで支援している。来根戸から金額が下がってくると予想されている。・ソーラーの議題が上がりますが、エネルギー施策というのがあるため、守るべき農地、活用すべき農地というのを把握して審議していく必要がある。
------	--

事務局	ありがとうございました。
-----	--------------

3. 議事録署名委員の選出

事務局	続きまして、事項書の3に移ります。 木下会長より議事録署名委員の選出をお願いしたいと思います。 よろしくお願い致します。
-----	--

木下会長	今回の総会の議事録署名委員の選出ですが、 ^{しまだ} 島田 ^{だいすけ} 大輔 委員 と ^{まつだいら} 松平 ^{わかば} わかば 委員にお願いします。
------	---

事務局	よろしくお願い致します。 続きまして、議案事項に移りたいと思ますので、木下会長に進行をお願いしたいと思います。よろしくお願い致します。
-----	--

4. 議案事項

第1号議案

木下会長	<p>それでは事項書4の議案事項に入ります。</p> <p>まず、はじめに「第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請書」について、事務局より説明を願います。</p>
事務局	<p>農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。 (明細より説明)</p> <p>この件につきまして、補足等ございましたら久保 亮委員よりご説明をお願い致します。</p>
久保 亮 委員	<p>補足説明。</p>
木下会長	<p>この件について何か質問や意見はありませんか。</p> <p>(質疑あれば挙手)</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>それではこの件に同意することに賛成される方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手)</p> <p>全員賛成ですので同意したものと決定します。</p>

第2号議案

木下会長	続いて「第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請書」について、事務局より説明を願います。
事務局	農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。 (明細より説明) この件につきまして、補足等ございましたら久保 亮委員よりご説明をお願い致します。
久保 亮 委員	たきさんも大阪の方、家も内瀬にあるが、空き家バンクに入れて農地も内瀬の方に渡していく。
木下会長	この件について何か質問や意見はありませんか。 (質疑あれば挙手) 質疑なしと認めます。 それではこの件に同意することに賛成される方は挙手をお願いします。 (挙手) 全員賛成ですので同意したものと決定します。

第3号議案

木下会長	続いて「第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請書」について、事務局より説明を願います。
事務局	農地法第5条の規定による許可申請書についてご説明いたします。 (明細より説明) この件につきまして、補足等ございましたら野田 基成委員よりご説明をお願い致します。
野田 基成 委員	補足説明。
木下会長	この件について何か質問や意見はありませんか。 (質疑あれば挙手) 質疑なしと認めます。 それではこの件に同意することに賛成される方は挙手をお願いします。 (挙手) 全員賛成ですので同意したものと決定します。

第4号議案

木下会長	続いて「第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請書」について、事務局より説明を願います。
事務局	農地法第5条の規定による許可申請書についてご説明いたします。 (明細より説明) この件につきまして、補足等ございましたら久保 亮委員よりご説明をお願い致します。
久保 亮 委員	東谷さんの家が奥にある。
木下会長	この件について何か質問や意見はありませんか。 (質疑あれば挙手) 質疑なしと認めます。 それではこの件に同意することに賛成される方は挙手をお願いします。 (挙手) 全員賛成ですので同意したものと決定します。

第5号議案

木下会長	続いて「第5号議案 農地法第5条の規定による許可申請書」について、事務局より説明を願います。
事務局	農地法第5条の規定による許可申請書についてご説明いたします。 (明細より説明) この件につきまして、補足等ございましたら久保 亮委員よりご説明をお願い致します。
久保 亮 委員	・電気の集積所があつて、押測は太陽光パネル設置にちょうどいい
木下会長	この件について何か質問や意見はありませんか。 (質疑あれば挙手) 質疑なしと認めます。 それではこの件に同意することに賛成される方は挙手をお願いします。 (挙手) 全員賛成ですので同意したものと決定します。

第6号議案

木下会長	続いて「第6号議案 農地法第5条の規定による許可申請書」について、事務局より説明を願います。
事務局	農地法第5条の規定による許可申請書についてご説明いたします。 (明細より説明) この件につきまして、補足等ございましたら小山 茂樹委員よりご説明をお願い致します。
小山 茂樹 委員	表面が泥になっているので、入れ替えをする必要があると思います。
木下会長	この件について何か質問や意見はありませんか。 (質疑あれば挙手) 質疑なしと認めます。 それではこの件に同意することに賛成される方は挙手をお願いします。 (挙手) 全員賛成ですので同意したものと決定します。

木下会長	<p>今回の議案事項及び報告事項は以上となります。</p> <p>それでは続きまして事項書5、その他 連絡事項ですが、事務局からあればお願いします。</p>
------	--

5. その他

事務局	<p>はい。連絡事項についてですが、</p> <p>～連絡事項～</p> <p>以上となります。</p>
木下会長	<p>その他の連絡事項については以上になりますが、何かご質問等ございましたらお願い致します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東委員「太陽光のことについて区に共有したほうがよいのではないか」 ・事務局「やっております。」 <p>なければ以上をもちまして、令和5年度 第7回南伊勢町農業委員会総会を閉会致します。ありがとうございました。</p>

上記のとおり、会議の経過を記載し、相違ないことを証明するため、ここに署名する。

令和5年10月5日

会長 木下 和行

委員

委員

令和5年度 第8回南伊勢町農業委員会総会議事録

- ・開催日時 令和5年11月7日（火）午後1時30分
- ・開催場所 南伊勢町役場 南勢庁舎3階 会議室

■出席委員	13名
会長	木下 和行
副会長	濱川 博哉
農業委員	加藤 茂規、東 克臣、石谷 みのり、小山 茂樹、 羽根 重幸、久保 亮、羽根 正視、島田 安明、 田中 敏男、松平 わかば、野田 基成
欠席	島田 大輔
事務局	丹生 順二、島田 美和子、植村 泰士 中原 史裕

事 項

1. 開会

2. 会長挨拶

3. 議事録署名委員選出

野田 基成 委員

加藤 茂規 委員

4. 議案事項

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請（3－19）

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請（5－20）

第3号議案 非農地証明願（6－3）

第1号報告 農地法第18条第6項の規定による通知書（10－3）

5. その他

6. 閉会

1. 開会

事務局	ただいまより、令和5年度 第8回南伊勢町農業委員会総会を開催いたします。 本日の出席委員は12名(全員で14名)、欠席委員は2名です。農業委員会法第27条第3項の規定により、過半数以上ですので総会は成立いたします。
-----	--

2. 会長挨拶

事務局	続きまして事項書の2 木下会長より、ご挨拶頂きたいと思ひます。 よろしくお願い致します。
-----	---

木下会長	<ul style="list-style-type: none">・本日は大変お忙しい中お集まり頂きありがとうございます。・もうすぐ正月ですが、農業の安全保障として、県、各市町でも農業委員会でも苦悩されていると受けています。・南伊勢町でも、みかんや米に付随する物をやっていければと思っている。・九州で米を植えて90cmくらいで刈り取りして、また時間をおいて刈り取ると年間15俵刈り取れるということで国の施策がある。・人口が減っている中で、米をどれだけ作っていけるかということで輸出もやって行く必要があると思っている。
------	---

事務局	ありがとうございました。
-----	--------------

3. 議事録署名委員の選出

事務局	続きまして、事項書の3に移ります。 木下会長より議事録署名委員の選出をお願いしたいと思ひます。 よろしくお願い致します。
-----	--

木下会長	今回の総会の議事録署名委員の選出ですが、 ^{のだ もとなり} 野田 基成 委員 と ^{かとう しげき} 加藤 茂規 委員をお願いします。
------	---

事務局	よろしくお願い致します。 続きまして、議案事項に移りたいと思ひますので、木下会長に進行をお願いしたいと思ひます。よろしくお願い致します。
-----	---

4. 議案事項

第1号議案

木下会長	<p>それでは事項書4の議案事項に入ります。</p> <p>まず、はじめに「第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請書」について、事務局より説明を願います。</p>
事務局	<p>農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。 (明細より説明)</p> <p>この件につきまして、補足等ございましたら久保 亮委員よりご説明をお願い致します。</p>
久保 亮 委員	<p>補足説明。</p>
木下会長	<p>この件について何か質問や意見はありませんか。</p> <p>(質疑あれば挙手)</p> <ul style="list-style-type: none">・東委員「利用範囲の15mというの正しいのか」・事務局「公図と現況は大きさが違うため」・濱川委員「丸山キャンプ場だった跡地」 <p>他に意見はありませんか</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>それではこの件に同意することに賛成される方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手)</p> <p>全員賛成ですので同意したものと決定します。</p>

第 2 号議案

木下会長	続いて「第 2 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請書」について、事務局より説明を願います。
事務局	農地法第 5 条の規定による許可申請についてご説明いたします。 (明細より説明) この件につきまして、補足等ございましたら加藤 茂規委員よりご説明をお願い致します。
加藤 茂規 委員	補足説明。
木下会長	この件について何か質問や意見はありませんか。 (質疑あれば挙手) 質疑なしと認めます。 それではこの件に同意することに賛成される方は挙手をお願いします。 (挙手) 全員賛成ですので同意したものと決定します。

第3号議案

木下会長	続いて「第3号議案 非農地証明願」について、事務局より説明を願います。
事務局	非農地証明願についてご説明いたします。 (明細より説明) この件につきまして、補足等ございましたら松平わかば委員よりご説明をお願い致します。
松平わかば委員	補足説明。
木下会長	この件について何か質問や意見はありませんか。 (質疑あれば挙手) 質疑なしと認めます。 それではこの件に同意することに賛成される方は挙手をお願いします。 (挙手) 全員賛成ですので同意したものと決定します。

第1号報告

木下会長	<p>議案事項は以上となります。</p> <p>これより報告事項のほうに移らせて頂きます。</p> <p>報告事項につきましては、挙手確認による同意は行わないものとなっておりますので、よろしくお願い致します。</p> <p>それでは「第1号報告 農地法第18条第6項の規定による通知書」について、事務局より説明を願います。</p>
事務局	<p>農地法第18条第6項の規定による通知書についてご説明いたします。 (明細より説明) 以上となります。</p>
木下会長	<p>この件について何か質問や意見はありませんか。</p> <p>なければ以上となります。</p>

木下会長	<p>今回の議案事項及び報告事項は以上となります。</p> <p>それでは続きまして事項書5、その他 連絡事項ですが、事務局からあればお願いします。</p>
------	--

5. その他

事務局	はい。連絡事項についてですが、 ～連絡事項～ 以上となります。
木下会長	その他の連絡事項については以上になりますが、何かご質問等ございましたらお願い致します。 なければ以上をもちまして、令和5年度 第8回南伊勢町農業委員会総会を閉会致します。ありがとうございました。

上記のとおり、会議の経過を記載し、相違ないことを証明するため、ここに署名する。

令和5年11月7日

会長 木下 和行

委員

委員

令和5年度 第9回南伊勢町農業委員会総会議事録

- ・開催日時 令和5年12月5日（火）午後1時30分
- ・開催場所 南伊勢町役場 南島庁舎2階 会議室

■出席委員	15名
会長	木下 和行
副会長	濱川 博哉
農業委員	加藤 茂規、小山 茂樹、羽根 重幸、久保 亮、 羽根 正視、島田 大輔、松平 わかば、野田 基成
推進委員	三浦 恭介
欠席	東 克臣、石谷 みのり、島田 安明、田中 敏男、
事務局	城 勝司、丹生 順二、島田 美和子、植村 泰士 中原 史裕

事 項

1. 開会

2. 会長挨拶

3. 議事録署名委員選出

濱川 博哉 委員

小山 茂規 委員

4. 議案事項

第1号議案 農地法第5条の規定による許可申請（5－21）

第2号議案 非農地証明願（6－4）

第1号報告 農地の形状変更（田畑転換）誓約書（7－7）

5. その他

6. 閉会

1. 開会

事務局	ただいまより、令和5年度 第9回南伊勢町農業委員会総会を開催いたします。 本日の出席委員は11名(全員で15名)、欠席委員は4名です。農業委員会法第27条第3項の規定により、過半数以上ですので総会は成立いたします。
-----	--

2. 会長挨拶

事務局	続きまして事項書の2 木下会長より、ご挨拶頂きたいと思ます。 よろしくお願い致します。
-----	--

木下会長	<ul style="list-style-type: none">・本日は出席ありがとうございます・年末忙しい中ありがとうございます。私の報告事項として、町の戦略会議の中で農業委員会として出席しました。町は米作、みかんにしても他の先進地の町より秀でているわけではないので、南伊勢町らしい農業を進めていく必要があるということで、農福を進めていくのが良い。・町中・外の人を受けて入れていくあたたかい町南伊勢ということでやっていく。南島・南勢の福祉施設の作業所を一つずつ青ネギで受入しました。・今後の施策に反映していければと思っています。
------	--

事務局	ありがとうございました。
-----	--------------

3. 議事録署名委員の選出

事務局	続きまして、事項書の3に移ります。 木下会長より議事録署名委員の選出をお願いしたいと思います。 よろしくお願い致します。
-----	--

木下会長	今回の総会の議事録署名委員の選出ですが、 ^{はまかわ ひろや} 濱川 博哉 委員 と ^{こやま しげき} 小山 茂樹羽根 重幸 委員にお願いします。
------	--

事務局	よろしくお願い致します。 続きまして、議案事項に移りたいと思ますので、木下会長に進行をお願いしたいと思います。 よろしくお願い致します。
-----	--

4. 議案事項

第1号議案

木下会長	<p>それでは事項書4の議案事項に入ります。</p> <p>まず、はじめに「第1号議案 農地法第5条の規定による許可申請」について、事務局より説明を願います。</p>
事務局	<p>農地法第5条の規定による許可申請についてご説明いたします。 (明細より説明)</p> <p>この件につきまして、補足等ございましたら加藤 茂規委員よりご説明をお願い致します。</p>
加藤 茂規 委員	<p>問題ないと思います。</p>
木下会長	<p>この件について何か質問や意見はありませんか。</p> <p>(質疑あれば挙手)</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>それではこの件に同意することに賛成される方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手)</p> <p>全員賛成ですので同意したものと決定します。</p>

第2号議案

木下会長	続いて「第2号議案 非農地証明願」について、事務局より説明を願います。
事務局	非農地証明願についてご説明いたします。 (明細より説明) この件につきまして、補足等ございましたら三浦 恭介推進委員よりご説明をお願い致します。
三浦 恭介 推進委員	補足説明。
木下会長	この件について何か質問や意見はありませんか。 (質疑あれば挙手) ・濱川委員「所有者は課税されていたのか」 ・城課長「公衆用道路のため非課税になります。」 他に質疑ありませんか。 質疑なしと認めます。 それではこの件に同意することに賛成される方は挙手をお願いします。 (挙手) 全員賛成ですので同意したものと決定します。

第1号報告

木下会長	<p>議案事項は以上となります。</p> <p>これより報告事項のほうに移らせて頂きます。</p> <p>報告事項につきましては、挙手確認による同意は行わないものとなっておりますので、よろしくお願い致します。</p> <p>それでは「第1号報告 農地の形状変更（田畑転換）誓約書」について、事務局より説明を願います。</p>
事務局	<p>農地の形状変更（田畑転換）誓約書についてご説明いたします。 （明細より説明） 以上となります。</p>
木下会長	<p>この件について何か質問や意見はありませんか。</p> <p>なければ以上となります。</p>

木下会長	<p>今回の議案事項及び報告事項は以上となります。</p> <p>それでは続きまして事項書5、その他 連絡事項ですが、事務局からあればお願いします。</p>
------	--

5. その他

事務局	はい。連絡事項についてですが、 ～連絡事項～ 以上となります。
木下会長	その他の連絡事項については以上になりますが、何かご質問等ございましたらお願い致します。 なければ以上をもちまして、令和5年度 第9回南伊勢町農業委員会総会を閉会致します。ありがとうございました。

上記のとおり、会議の経過を記載し、相違ないことを証明するため、ここに署名する。

令和5年12月5日

会長 木下 和行

委員

委員

令和5年度 第10回南伊勢町農業委員会総会議事録

- ・開催日時 令和6年1月5日（金）午後1時30分
- ・開催場所 南伊勢町役場 南勢庁舎3階 会議室

■出席委員	14名
会長	木下 和行
副会長	濱川 博哉
農業委員	加藤 茂規、東 克臣、石谷 みのり、小山 茂樹、 羽根 重幸、久保 亮、羽根 正視、島田 安明、 田中 敏男、島田 大輔、松平 わかば、野田 基成
事務局	城 勝司、丹生 順二、島田 美和子、植村 泰士 中原 史裕

事 項

1. 開会

2. 会長挨拶

3. 議事録署名委員選出

石谷 みのり 委員

小山 茂樹 委員

4. 議案事項

第1号議案 農地法第5条の規定による許可申請 (5-22)

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請 (5-23)

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請 (5-24)

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請 (5-25)

5. その他

6. 閉会

1. 開会

事務局	ただいまより、令和5年度 第10回南伊勢町農業委員会総会を開催いたします。 本日の出席委員は <u>13名</u> (全員で <u>14名</u>)、欠席委員は <u>1名</u> です。農業委員会法第27条第3項の規定により、過半数以上ですので総会は成立いたします。
-----	--

2. 会長挨拶

事務局	続きまして事項書の2 木下会長より、ご挨拶頂きたいと思ひます。 よろしくお願ひ致します。
-----	---

木下会長	<ul style="list-style-type: none">・明けておめでとうござひます。ご出席ありがとうございます。・お手元に配らせて頂ひました資料ということで、肥料高騰について、静岡県事務局が取組をしていて、耕種農家がレンゲ畑をつくって養蜂家と連携をとってもらっている。昔からレンゲを作って肥料にしていた。レンゲの種は養蜂業者から半値で買うと言ひてしています。春先になるとレンゲが咲いて蜂が蜜を取る。三重県に連絡したら、県では取組んでいないが、希望があれば取組んで頂きたいと思ひているということ。・
------	---

事務局	ありがとうございました。
-----	--------------

3. 議事録署名委員の選出

事務局	続きまして、事項書の3に移ります。 木下会長より議事録署名委員の選出をお願ひしたいと思ひます。 よろしくお願ひ致します。
-----	--

木下会長	今回の総会の議事録署名委員の選出ですが、 <u>石谷 みのり</u> 委員 と <small>こやま しげき</small> <u>小山 茂樹</u> 委員にお願ひします。
------	---

事務局	よろしくお願ひ致します。 続きまして、議案事項に移りたいと思ひますので、木下会長に進行をお願ひしたいと思ひます。よろしくお願ひ致します。
-----	---

4. 議案事項

第1号議案

木下会長	<p>それでは事項書4の議案事項に入ります。</p> <p>まず、はじめに「第1号議案 農地法第5条の規定による許可申請」について、事務局より説明を願います。</p>
事務局	<p>農地法第5条の規定による許可申請についてご説明いたします。 (明細より説明)</p> <p>この件につきまして、補足等ございましたら羽根 重幸委員よりご説明をお願い致します。</p>
羽根 重幸 委員	<p>なし</p>
木下会長	<p>この件について何か質問や意見はありませんか。</p> <p>田中「管理はどこがするのか」</p> <p>事務局「大阪市の支店が一番近いのでそちらで管理する」</p> <p>それではこの件に同意することに賛成される方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手)</p> <p>全員賛成ですので同意したものと決定します。</p>

第2号議案

木下会長	「第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請」について、事務局より説明を願います。
事務局	農地法第5条の規定による許可申請についてご説明いたします。 (明細より説明) この件につきまして、補足等ございましたら松平 わかば委員よりご説明をお願い致します。
松平わかば委員	なし
木下会長	この件について何か質問や意見はありませんか。 (質疑あれば挙手) 質疑なしと認めます。 それではこの件に同意することに賛成される方は挙手をお願いします。 (挙手) 全員賛成ですので同意したものと決定します。

第3号議案

木下会長	「第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請」について、事務局より説明を願います。
事務局	農地法第5条の規定による許可申請についてご説明いたします。 (明細より説明) この件につきまして、補足等ございましたら松平 わかば委員よりご説明をお願い致します。
松平わかば 委員	なし
木下会長	この件について何か質問や意見はありませんか。 田中「特定行政書士とは何か」 事務局「法定課程を履修した行政書士」 それではこの件に同意することに賛成される方は挙手をお願いします。 (挙手) 全員賛成ですので同意したものと決定します。

第4号議案

木下会長	「第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請」について、事務局より説明を願います。
事務局	農地法第5条の規定による許可申請についてご説明いたします。 (明細より説明) この件につきまして、補足等ございましたら松平 わかば委員よりご説明をお願い致します。
松平わかば委員	補足説明。
木下会長	この件について何か質問や意見はありませんか。 東「写真はどちら側のものか」 事務局「下流側、上流側からとっています。」 それではこの件に同意することに賛成される方は挙手をお願いします。 (挙手) 全員賛成ですので同意したものと決定します。

木下会長	今回の議案事項は以上となります。 それでは続きまして事項書5、その他 連絡事項ですが、事務局からあればお願いします。
------	---

5. その他

事務局	はい。連絡事項についてですが、 ～連絡事項～ 以上となります。
木下会長	その他の連絡事項については以上になりますが、何かご質問等ございましたらお願い致します。 なければ以上をもちまして、令和5年度 第10回南伊勢町農業委員会総会を閉会致します。ありがとうございました。

上記のとおり、会議の経過を記載し、相違ないことを証明するため、ここに署名する。

令和6年1月5日

会長 木下 和行

委員

委員

令和5年度 第11回南伊勢町農業委員会総会議事録

- ・開催日時 令和6年2月5日（月）午後1時30分
- ・開催場所 南伊勢町役場 南勢庁舎3階 会議室

■出席委員	16名
会長	木下 和行
副会長	濱川 博哉
農業委員	加藤 茂規、東 克臣、石谷 みのり、小山 茂樹、 羽根 重幸、久保 亮、羽根 正視、島田 安明、 田中 敏男、島田 大輔、松平 わかば、野田 基成
推進委員	井田 賢、稲葉 吉一
事務局	城 勝司、丹生 順二、島田 美和子、植村 泰士 中原 史裕

事 項

1. 開会

2. 会長挨拶

3. 議事録署名委員選出

東 克臣 委員

久保 亮 委員

4. 議案事項

なし

5. 報告案件

第1号報告 農地中間管理機構による利用権設定 (8-4)

第2号報告 農地中間管理機構による利用権設定 (8-5)

第3号報告 農地中間管理機構による利用権設定 (8-6)

第4号報告 農地の形状変更 (田畑転換)

6. その他

7. 閉会

1. 開会

事務局	ただいまより、令和5年度 第11回南伊勢町農業委員会総会を開催いたします。 本日の出席委員は15名(全員で16名)、欠席委員は1名です。農業委員会法第27条第3項の規定により、過半数以上ですので総会は成立いたします。
-----	---

2. 会長挨拶

事務局	続きまして事項書の2 木下会長より、ご挨拶頂きたいと思ひます。 よろしくお願ひ致します。
-----	---

木下会長	<ul style="list-style-type: none">・能登半島から一週間ですが、被害が出ています。・農業は水路の分断、今年の作付けが出来ないということ。・南伊勢町は260年前は大きな地震があり、旧南島町では多大な死者が出た。・その100年後にも地震がありましたが、当時の町指導者が子どもたちへの防災意識を持たせていたので、死者数もかなり減った。・今は平和ですが、いつ来るかわからないため、気をつけていきたいと思ひます。
------	---

事務局	ありがとうございました。
-----	--------------

3. 議事録署名委員の選出

事務局	続きまして、事項書の3に移ります。 木下会長より議事録署名委員の選出をお願ひしたいと思ひます。 よろしくお願ひ致します。
-----	--

木下会長	今回の総会の議事録署名委員の選出ですが、 ^{ひがし} ^{かつおみ} <u>東 克臣</u> 委員 と ^{くぼ} ^{りょう} <u>久保 亮</u> 委員にお願ひします。
------	---

事務局	よろしくお願ひ致します。 続きまして、議案事項に移りたいと思ひますので、木下会長に進行をお願ひしたいと思ひます。よろしくお願ひ致します。
-----	---

4. 議案事項

木下会長	それでは事項書4の議案事項に入ります。 議案事項はありません。
------	------------------------------------

4. 報告案件

第1号報告

木下会長	これより報告事項のほうに移らせて頂きます。 報告事項につきましては、挙手確認による同意は行わないものとなっておりますので、よろしくお願い致します。 まず、はじめに「第1号報告 農地中間管理機構による利用権設定」について、事務局より説明を願います。
事務局	農地中間管理機構による利用権設定についてご説明いたします。 (明細より説明) 以上になります。
木下会長	この件について何か質問や意見はありませんか。 (質疑あれば挙手) 質疑なしと認めます。

第2号報告

木下会長	続いて「第2号報告 農地中間管理機構による利用権設定」について、事務局より説明を願います。
事務局	農地中間管理機構による利用権設定についてご説明いたします。 (明細より説明) 以上になります。
木下会長	この件について何か質問や意見はありませんか。 (質疑あれば挙手) 質疑なしと認めます。

第3号報告

木下会長	続いて「第3号報告 農地中間管理機構による利用権設定」について、事務局より説明を願います。
事務局	農地中間管理機構による利用権設定についてご説明いたします。 (明細より説明) 以上になります。
木下会長	この件について何か質問や意見はありませんか。 (質疑あれば挙手) 質疑なしと認めます。

第4号報告

木下会長	続いて「第4号報告 農地の形状変更（田畑転換）誓約書」について、事務局より説明を願います。
事務局	農地の形状変更（田畑転換）誓約書についてご説明いたします。 （明細より説明） 以上になります。
木下会長	この件について何か質問や意見はありませんか。 （質疑あれば挙手） なければ以上となります。

木下会長	それでは続きますして事項書6、その他 連絡事項ですが、事務局からあればお願いします。
------	--

6. その他

事務局	<p>はい。連絡事項についてですが、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 獣害対策について、R5 に県が農地を企業を通じて農地を活用するという形で R6 から進んでいく。 ・ R6 にはその話もさせてもらう <p>以上となります。</p>
木下会長	<p>その他の連絡事項については以上になりますが、何かご質問等ございましたらお願い致します。</p> <p>なければ以上をもちまして、令和5年度 第11回南伊勢町農業委員会総会を閉会致します。ありがとうございました。</p>

上記のとおり、会議の経過を記載し、相違ないことを証明するため、ここに署名する。

令和6年2月5日

会長 木下 和行

委員

委員

令和5年度 第12回南伊勢町農業委員会総会議事録

- ・開催日時 令和6年3月5日（火）午後1時30分
- ・開催場所 南伊勢町役場 南島庁舎2階 会議室

■出席委員	15名
会長	木下 和行
副会長	濱川 博哉
農業委員	加藤 茂規、東 克臣、石谷 みのり、小山 茂樹、 羽根 重幸、久保 亮、羽根 正視、島田 安明、 田中 敏男、島田 大輔、松平 わかば、野田 基成
推進委員	福浦 讓
事務局	城 勝司、丹生 順二、植村 泰士

事 項

1. 開会

2. 会長挨拶

3. 議事録署名委員選出

島田 安明 委員

田中 敏男 委員

4. 議案事項

第1号議案 農地法第5条の規定による許可申請 (5-26)

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請 (5-27)

5. 報告案件

第1号報告 農地中間管理機構による利用権設定 (8-7.8.9.10)

第2号報告 非農地判断通知について (11-1)

第3号報告 非農地判断通知について (11-2)

6. その他

7. 閉会

1. 開会

事務局	ただいまより、令和5年度 第12回南伊勢町農業委員会総会を開催いたします。 本日の出席委員は〇〇名（全員で15名）、欠席委員は〇〇名です。農業委員会法第27条第3項の規定により、過半数以上ですので総会は成立いたします。
-----	--

2. 会長挨拶

事務局	続きまして事項書の2 木下会長より、ご挨拶頂きたいと思ひます。 よろしくお願い致します。
-----	---

木下会長	あいさつ
------	------

事務局	ありがとうございました。
-----	--------------

3. 議事録署名委員の選出

事務局	続きまして、事項書の3に移ります。 木下会長より議事録署名委員の選出をお願いしたいと思ひます。 よろしくお願い致します。
-----	--

木下会長	今回の総会の議事録署名委員の選出ですが、 ^{しまだ やすあき} 島田 安明 委員 と ^{たなか としお} 田中 敏男 委員にお願いします。
------	--

事務局	よろしくお願い致します。 続きまして、議案事項に移りたいと思ひますので、木下会長に進行をお願いしたいと思ひます。よろしくお願い致します。
-----	---

4. 議案事項

第1号議案

木下会長	<p>それでは事項書4の議案事項に入ります。</p> <p>まず、はじめに「第1号議案 農地法第5条の規定による許可申請」について、事務局より説明を願います。</p>
事務局	<p>農地法第5条の規定による許可申請についてご説明いたします。 (明細より説明)</p> <p>この件につきまして、補足等ございましたら福浦 讓推進委員よりご説明をお願い致します。</p>
福浦 讓 推進委員	<p>補足説明。</p>
木下会長	<p>この件について何か質問や意見はありませんか。</p> <p>(質疑あれば挙手)</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>それではこの件に同意することに賛成される方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手)</p> <p>全員賛成ですので同意したものと決定します。</p>

第2号議案

木下会長	続いて「第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請」について、事務局より説明を願います。
事務局	農地法第5条の規定による許可申請についてご説明いたします。 (明細より説明) この件につきまして、補足等ございましたら野田 基成委員よりご説明をお願い致します。
野田 基成 委員	補足説明。
木下会長	この件について何か質問や意見はありませんか。 (質疑あれば挙手) 質疑なしと認めます。 それではこの件に同意することに賛成される方は挙手をお願いします。 (挙手) 全員賛成ですので同意したものと決定します。

第1号報告

木下会長	<p>議案事項は以上となります。</p> <p>これより報告事項のほうに移らせて頂きます。</p> <p>報告事項につきましては、挙手確認による同意は行わないものとなっておりますので、よろしくお願い致します。</p> <p>それでは事項書5の「第1号報告 農地中間管理機構による利用権設定」について、事務局より説明を願います。</p>
事務局	<p>農地中間管理機構による利用権設定についてご説明いたします。</p> <p>(明細より説明)</p> <p>以上となります。</p>
木下会長	<p>この件について何か質問や意見はありませんか。</p> <p>(質疑あれば挙手)</p> <p>なければ以上となります。</p>

第2号報告

木下会長	続きますして「第2号報告 非農地判断通知について」について、事務局より説明を願います。
事務局	非農地判断通知についてご説明いたします。 (明細より説明) 以上になります。
木下会長	この件について何か質問や意見はありませんか。 (質疑あれば挙手) なければ以上となります。

第3号報告

木下会長	続きますして「第3号報告 非農地判断通知について」について、事務局より説明を願います。
事務局	非農地判断通知についてご説明いたします。 (明細より説明) 以上になります。
木下会長	この件について何か質問や意見はありませんか。 (質疑あれば挙手) なければ今回の報告案件は以上となります。

木下会長	それでは続きまして事項書6、その他 連絡事項ですが、事務局からあればお願いします。
------	---

6. その他

事務局	はい。連絡事項についてですが、 ～連絡事項～ 以上となります。
木下会長	その他の連絡事項については以上になりますが、何かご質問等ございましたらお願い致します。 なければ以上をもちまして、令和5年度 第12回南伊勢町農業委員会総会を閉会致します。ありがとうございました。

上記のとおり、会議の経過を記載し、相違ないことを証明するため、ここに署名する。

令和6年3月5日

会長 木下 和行

委員

委員